

コロナウイルスの感染予防を踏まえた建築指導課の業務対応について

この度、国より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されましたが、依然としてコロナウイルスの感染予防が必要な状態が続いているため、ご来庁される皆様と職員の安全を考慮した結果、当課では当面の間、以下の業務対応とさせていただきます。

皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 縮小して再開する業務

○建築計画や法令解釈等の相談

- ・窓口相談は「予約制」とし、原則、午前中（平日 9:00～12:00）にお受けします。あらかじめ、担当者と電話にて日時を調整の上、ご来庁下さい。
- ・ご予約がない場合は、相談申込書に相談内容をご記入、必要な資料を添付いただければ、後ほど順次ご連絡させていただきます。また、下記の当課メールアドレスでもご相談をお受けしております。計画地（住所または地番）、付近見取図、相談内容、必要な資料、相談者の電話連絡先をご記入・添付してご送付いただければ、同様の対応をさせていただきます。

2 通常に戻す業務

○建築基準法に係る許可、認定、指定、建築確認（計画通知）、建築物等の中間・完了検査

○長期優良住宅建築計画・低炭素建築計画の認定

- ・申請手数料を支払う銀行窓口が平日 9:00～16:00 となっているため、申請の際は平日 9:00～11:00、13:00～15:00 の間で、ご来庁をお願いします。
- ・コロナウイルスの影響により、通常以上に時間を要することがあります。お急ぎの場合は、オンライン申請などが可能な指定確認検査機関の利用もご検討ください。また、当市のホームページでは道路種別図などの情報も公開しておりますのでご利用ください。

3 引き続き柔軟な対応を行う業務

○建築物省エネ法・建設リサイクル法の届け出、工事施工計画書の報告などの郵送受付

○建築物定期調査報告などの報告時期の延長

4 今後の対応について

今後の新型コロナウイルス感染予防の状況により、対応を変更する場合がありますので、ホームページ等でご確認くださいようお願い申し上げます。

<建築指導課の連絡先>

対応時間：平日 9:00～12:00、13:00～17:00

直通電話 管理係：0422-60-1874

審査係：0422-60-1876

構造設備係：0422-60-1877

監察係：0422-60-1875

課メールアドレス：SEC-KENTIKUSIDOU@city.musashino.lg.jp